

昭和二十四年建設省令第十六号

測量法施行規則

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）及び測量法施行令（昭和二十四年政令第百二十二号）を実施するため、測量法施行規則を次のように制定する。

（測量標の形状）

第一条 測量法（以下「法」という。）第十条第二項に規定する測量標の形状は、別表第一のとおりとする。

（土地の立入りの身分証明書の様式）

第一条の二 法第十五条第四項（法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による証明書の様式は、別表第一の二のとおりとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第一条の三 測量法施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める様式は、別表第一の三のとおりとする。

（永久標識又は一時標識を設置したときの通知事項及び公表事項）

第一条の四 法第二十一条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識を設置した年月日とする。

（永久標識又は一時標識を移転したとき等の通知事項及び公表事項）

第一条の五 法第二十三条第一項（法第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、永久標識又は一時標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

（測量標又は測量成果の使用承認申請書の様式）

第二条 法第二十六条及び法第三十条の規定により承認を得ようとする者は、別表第二の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

（法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法）

第二条の二 法第二十七条第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、国土地理院の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法とする。

（基本測定の測量成果等の閲覧）

第二条の三 国土地理院の長は、法第二十七条第三項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果及び測量記録を一般の閲覧に供するため、測量成果及び測量記録閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公告しなければならない。

3 前二項の規定は、法第四十二条第一項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの閲覧に準用する。

（基本測定の測量成果等の謄抄本交付の手續）

第三条 法第二十八条第一項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、別表第三の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十二条第二項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付に準用する。

（法第二十九条の国土交通省令で定める電磁的方法等）

第四条 法第二十九条、法第三十条第四項、法第四十三条及び法第四十四条第四項の国土交通省令で定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 前二号に掲げるもののほか、国土地理院の長が定める方法

（測量成果の複製承認申請書の様式）

第四条の二 法第二十九条の規定により承認を得ようとする者は、別表第四の様式による申請書を国土地理院の長に提出しなければならない。

（作業規程に定める事項）

第四条の三 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 測量計画機関の名称

二 作業規程の名称

三 目的及び適用範囲

四 測定の基準

五 作業計画の作成の方法

六 精度管理の方法

七 図化の方法（図化を実施する場合に限る。）

八 地図編集の方法（地図編集を実施する場合に限る。）

九 測量成果の種類

（法第三十六条の計画書の様式）

第五条 法第三十六条の規定による計画書の様式は、別表第五のとおりとする。

（永久標識を設置したとき等の通知事項）

第五条の二 法第三十七条第三項の国土交通省令で定める事項は、永久標識を設置した年月日とする。

2 法第三十七条第四項の国土交通省令で定める事項は、永久標識の移転、撤去又は廃棄の別及びその年月日並びに移転後の所在地とする。

(基本測量及び公共測量以外の測量に関する届出書の様式)

第六条 法第四十六条第一項の規定により届出をしようとする者は、別表第六の様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(測量士及び測量士補の登録申請書の様式)

第七条 令第十条第二項の規定による登録申請書の様式は、別表第七のとおりとする。

(資格を証する書類)

第八条 法第四十九条第一項の規定による測量士又は測量士補の資格を証する書類は、次の各号のいずれかとする。

- 一 法第五十条第一号に規定する大学において、令第十四条第一項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者であること及びその履修科目の内容を記載した当該大学の長の証明書
 - 二 法第五十条第二号に規定する短期大学等において、令第十四条第二項に規定する測量に関する科目を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であること及びその履修科目の内容を記載した当該短期大学等の長の証明書
 - 三 法第五十条第三号の登録を受けた養成施設（以下「測量士補養成施設」という。）において、同号又は法第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能を修得した者であることを記載した当該養成施設の長の証明書
 - 四 法第五十条第四号の登録を受けた養成施設（以下「測量士養成施設」という。）において、同号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得した者であることを記載した当該養成施設の長の証明書
- 2 法第五十条第一号から第三号までの規定により測量に関し実務の経験を必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び令第十条第一項第四号に規定する実務の経験を証する書面又は別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

(測量士名簿及び測量士補名簿の様式)

第九条 令第十一条第二項の規定による測量士名簿及び測量士補名簿の様式は、別表第九のとおりとする。

(登録の申請)

第九条の二 法第五十条第三号又は第四号の登録（以下この条（第三号を除く。）において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 養成施設の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称
 - 三 受けようとする登録の別（法第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。）
 - 四 養成施設の長の氏名
 - 五 養成施設の修業年限、定員及び入所資格並びに授業科目及び授業時数
 - 六 別表第二の上欄に掲げる実習機器の数量
 - 七 教員の氏名、経歴及び担当授業科目並びに主任専任教員及び専任教員にあつてはその旨（専任教員のうち、専門分野を教授することができる者にあつては、その旨及び教授する専門分野の別（測地分野又は地図分野の別をいう。）を含む。）
 - 八 養成業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法第五十一条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 専任教員が法第五十一条の五第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び主任専任教員が法第五十一条の六各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
 - 三 学則又は学則に相当するもの
 - 四 定款、寄付行為その他の規約
 - 五 法人にあつては、申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書
 - 六 養成業務を行おうとする建物の各室の用途及び面積並びに当該建物の配置図及び各階平面図
 - 七 実習場の概要を記載した書類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類
- (登録養成施設登録簿の記載事項)

第九条の三 法第五十一条の四第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 養成業務を開始する年月日
- 二 養成施設の長の氏名

(登録の更新)

第九条の四 前二条の規定は、法第五十一条の七第一項の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施基準)

第九条の五 法第五十一条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 養成施設の入所資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると国土交通大臣が認める者であることとする。
- 二 測量士補養成施設の授業時数及び総授業時数は、別表第九の二に定める授業時数以上とすること。
- 三 測量士養成施設の授業時数及び総授業時数は、別表第九の三に定める授業時数以上とすること。
- 四 測量士補養成施設にあつては別表第九の四の一の項の上欄に、測量士養成施設にあつては同表の二の項の上欄にそれぞれ掲げる科目について、同表の中欄に掲げる専門分野を教授することができる専任教員が同表の下欄に掲げる授業時数以上講義及び実習を行うこと。
- 五 講義及び実習において使用する実習機器は、別表第九の五の上欄に掲げる実習機器に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる性能と同等以上の性能を有するものとする。
- 六 一の授業科目について、同時に授業を行う生徒の数は、測量士補養成施設にあつては四十人以下、測量士養成施設にあつては三十人以下とすること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 七 測量士補養成施設にあつては別表第一の一の項に、測量士養成施設にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科目を修得した者に対して修了試験を実施すること。
- 八 修了試験において良好な成績を修めた者に対してのみ第八条第一項第三号又は第四号に規定する証明書を交付すること。
- 九 養成業務を行う建物には、生徒数又は同時に行う授業の数に応じ、必要な数の教室等を備えること。
- 十 測量の実習を行うために必要な広さ及び起伏等を有する実習場を確保すること。

(業務規程の記載事項)

第九条の六 法第五十一条の十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 養成業務の目的
 - 二 養成業務の実施方法に関する事項
 - 三 授業料その他の養成業務に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
 - 四 第九条の十第三項の帳簿その他の養成業務に関する書類の管理に関する事項
 - 五 その他養成業務の実施に関し必要な事項
- 2 前項第二号の養成業務の実施方法には、少なくとも、次に掲げる事項を定めておかななければならない。
- 一 第九条の二第一項第五号から第七号までに掲げる事項
 - 二 学期及び授業を行わない日に関する事項
 - 三 科目修得の認定に関する事項
 - 四 修了試験に関する事項

(養成業務の休廃止の届出)

第九条の七 登録養成施設設置者は、法第五十一条の十一の規定により養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする養成業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由
- 四 在学中の生徒があるときは、その措置

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第九条の八 法第五十一条の十二第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像等に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための方法)

第九条の九 法第五十一条の十二第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録養成施設設置者が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(帳簿)

第九条の十 法第五十一条の十六の養成業務に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生徒(養成施設を卒業した者を含む。次号において同じ。)の氏名、性別及び生年月日
 - 二 生徒の単位修得の状況及び修了試験の成績
 - 三 収受した授業料その他の養成業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録養成施設において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十一条の十六に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録養成施設設置者は、法第五十一条の十六に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、養成業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(登録養成施設の立入りの身分証明書の様式)

第九条の十一 法第五十一条の十八第二項の規定による証明書の様式は、別表第九の六のとおりとする。

(受験願書並びに履歴書及び写真の様式)

第十条 令第二十二條の規定による受験願書の様式は、別表第十のとおりとし、履歴書及び写真の様式は、別表第十の二のとおりとする。

(更新の登録の申請)

第十一条 法第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出しなければならない。

(測量業者の登録申請書の様式)

第十二条 法第五十五条の二の規定による登録申請書の様式は、別表第十一のとおりとする。

(添付書類)

第十三条 法第五十五条の三第三号に規定する国土交通省令で定める財務に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人である場合においては、貸借対照表、損益計算書及び財務に関する事項を記載した一覧表
 - 二 個人である場合においては、貸借対照表及び損益計算書
 - 三 法人にあつては法人税、個人にあつては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 2 更新の登録を申請する者は、前項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(添付書類の様式)

第十四条 法第五十五条の三の規定による添付書類(定款並びに前条第一項第一号及び第三号に規定する書類を除く。)の様式は、別表第十二のとおりとする。

2 前条第一項第一号に規定する財務に関する事項を記載した一覧表の様式は、別表第十三のとおりとする。

(変更登録申請書の様式)

第十五条 法第五十五条の七第二項の規定による申請書の様式は、別表第十四のとおりとする。

(書類の提出)

第十六条 法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者又は法第五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようとする者は、関係書類正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一の部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定により届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなければならない。

第十六条の二から第十六条の五まで 削除

(一括下請負の承諾に係る電磁的方法)

第十六条の六 法第五十六条の二第三項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに法第五十六条の二第二項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十六条の七 令第二十八条の二第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 2 令第二十八条の二第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 前条第一項第一号イに掲げる方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- (下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法)

第十六条の八 法第五十六条の四第二項の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 注文者の使用に係る電子計算機と下請負人を選定する者（以下この条及び次条において「下請負人選定者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに法第五十六条の四第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、下請負人選定者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十六条の九 令第二十八条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する電磁的方法のうち注文者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 2 令第二十八条の三第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 前条第一項第一号イに掲げる方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- (標識の揭示)

第十七条 法第五十六条の五の規定により測量業者の掲げる標識は、別表第十五のとおりとする。

(営業所等の立入りの身分証明書の様式)

第十八条 法第五十七条の三第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別表第十六のとおりとする。

(権限の委任)

第十九条 法第六章及び令第二十八条に規定する国土交通大臣の権限は、測量業者又は法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十六条の六、法第五十七条、法第五十七条の二第二項及び法第五十七条の三第一項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、測量法施行の日（昭和二十四年九月一日）から施行する。

附 則（昭和二五年二月二二日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年二月一〇日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年四月一日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年一月二八日建設省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月一日から適用する。

附 則（昭和三三年二月一日建設省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年六月三日建設省令第一九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令に基いて設置したものとみなす。

附 則（昭和三五年七月一日建設省令第一一〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、この省令による改正前の測量法施行規則に基づき現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置されたものとみなす。

附 則（昭和三六年六月一日建設省令第一九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年十一月三〇日建設省令第三四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一日建設省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一月三〇日建設省令第一号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、この省令による改正前の測量法施行規則に基づき現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置されたものとみなす。

附 則（昭和五一年一月二八日建設省令第一号）

この省令は、昭和五十一年二月一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月二五日建設省令第八号）

この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五五年四月一五日建設省令第四号）

この省令は、昭和五十五年四月十六日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二二日建設省令第七号）

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和五八年五月二八日建設省令第六号）

この省令は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二三日建設省令第二一号）

この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一五日建設省令第八号）

この省令は、昭和五十九年五月二十一日から施行する。

附 則（昭和六一年二月八日建設省令第一号）

この省令は、昭和六十一年三月二十四日から施行する。

附 則（昭和六二年四月一日建設省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月二五日建設省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年二月一三日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一月一九日建設省令第一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 別表第二から別表第九まで及び別表第十一から別表第十四までの様式については、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成八年一月二九日建設省令第一七号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置したものとみなす。
 - 3 別表第一の二から別表第十までの様式については、平成九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成十一年四月一五日建設省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則（平成一三年三月二六日国土交通省令第四二〇号）**
- この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二〇号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年七月一七日国土交通省令第一〇九号）

この省令は、平成十三年八月十五日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日国土交通省令第五五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置したものとみなす。

附 則 (平成一五年三月二六日国土交通省令第三六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の測量法施行規則第十九条に規定する地方整備局長又は北海道開発局長(次項において「旧地方整備局長等」という。)がした測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第六章に規定する登録その他の処分又は通知その他の行為(以下「処分等」という。)は、測量業者又は測量法第五十五条の五第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長(次項において「新地方整備局長等」という。)がした処分等とみなす。

2 この省令の施行前に旧地方整備局長等に対してした測量法第六章に規定する申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)については、新地方整備局長等に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二九日国土交通省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

(測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定の施行前に法第三条の規定による改正前の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号。以下「旧測量法」という。)第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の指定を受けていた測量に関する専門の養成施設の長の証明書又は旧測量法第五十条第四号の指定を受けていた測量に関する専門の養成施設の長の証明書は、それぞれこの省令による改正後の測量法施行規則第八条第一項第三号の証明書又は第四号の証明書とみなす。

附 則 (平成一六年三月一六日国土交通省令第一七号)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の施行の日(平成十八年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条による改正前の測量法施行規則別表第七及び別表第十四の二による登録申請書及びフレキシブルディスク提出票は、同条による改正後の測量法施行規則別表第七及び別表第十四の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)

(施行期日)

1 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一九年二月一九日国土交通省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の測量法施行規則別表第十二添付書類(ハ)及び添付書類(ニ)並びに別表第十三の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成十九年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3 この省令による改正前の測量法施行規則第十六条の二、第十六条の三、第十六条の四及び第十六条の五並びに別表第十四の二、別表第十四の三、別表第十四の四、別表第十四の五及び別表第十四の六の規定による手続については、平成十九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二〇年三月二七日国土交通省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、測量法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている測量標は、この省令による改正後の測量法施行規則に基づいて設置したものとみなす。

第三条 第一条の規定による改正前の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六による証明書及び届出書は、同条の規定による改正後の測量法施行規則別表第一の二及び別表第六にかかわらず、平成二十年六月三十日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二一年四月一日国土交通省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年四月四日国土交通省令第三五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二五年四月一日国土交通省令第二四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の測量法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二六年三月二五日国土交通省令第二一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別表第七による申請書は、この省令による改正後の別表第七にかかわらず、平成二十六年六月三十日までの間は、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月一八日国土交通省令第一六号)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

(施行期日)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

(経過措置)

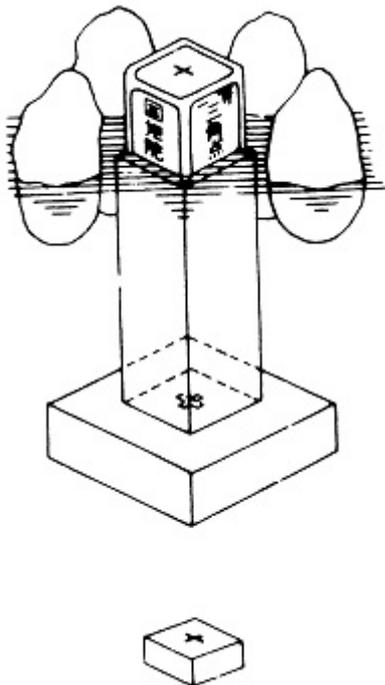
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表第一 (第一条関係)

一 永久標識の形状

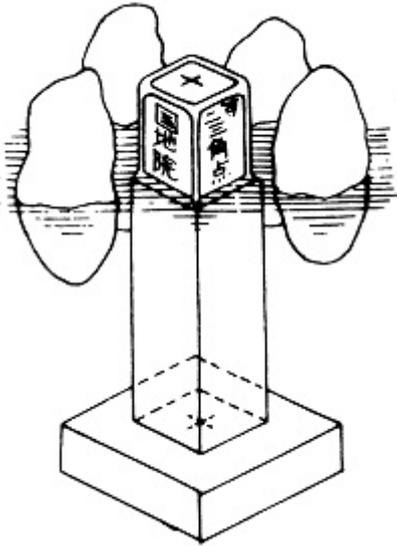
1 三角点標石又はこれに代わる標識

イ 一等三角点標石



この標石は、一個の柱石と二個の盤石からなり、下方の盤石の位置は、上方の盤石の下方約三十センチメートルとする。ただし、基線標石の上に設置する場合においては、下方の盤石は、置かないものとする。

ロ 二等(又は三等、四等)三角点標石



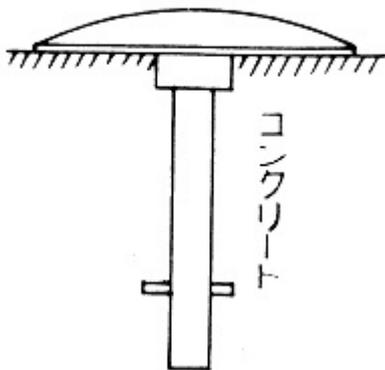
この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、三等、四等三角点標石の場合は、「二等」の代わりにそれぞれ「三等」、「四等」の文字を用いる。

ハ 一等（又は二等、三等、四等）三角点金属標又は地殻変動観測点金属標

(平面図)



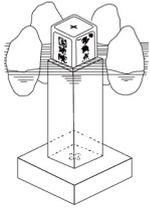
(断面図)



二等、三等、四等三角点金属標の場合は、「一等」の代わりにそれぞれ「二等」、「三等」、「四等」の文字を用い、地殻変動観測点金属標の場合は、「地殻変動観測点」の文字を用いる。

四等三角点金属標又は地殻変動観測点金属標の場合にあつては、十字の下方に標識番号を記載する。

ニ 一等（又は二等）多角点標石

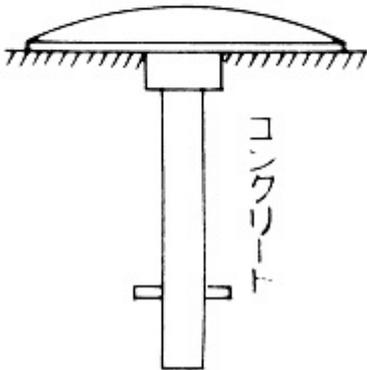


この標石は、一個の柱石と一個の盤石からなり、二等多角点標石の場合は、「一等」の代わりに「二等」の文字を用いる。
ホ 一等（又は二等）多角点金属標

(平面図)

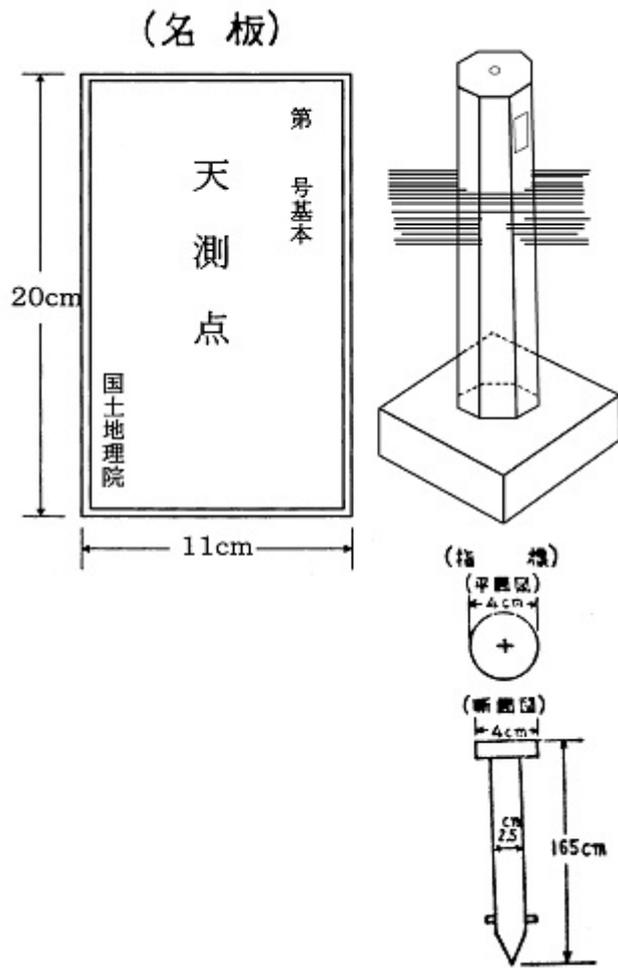


(断面図)



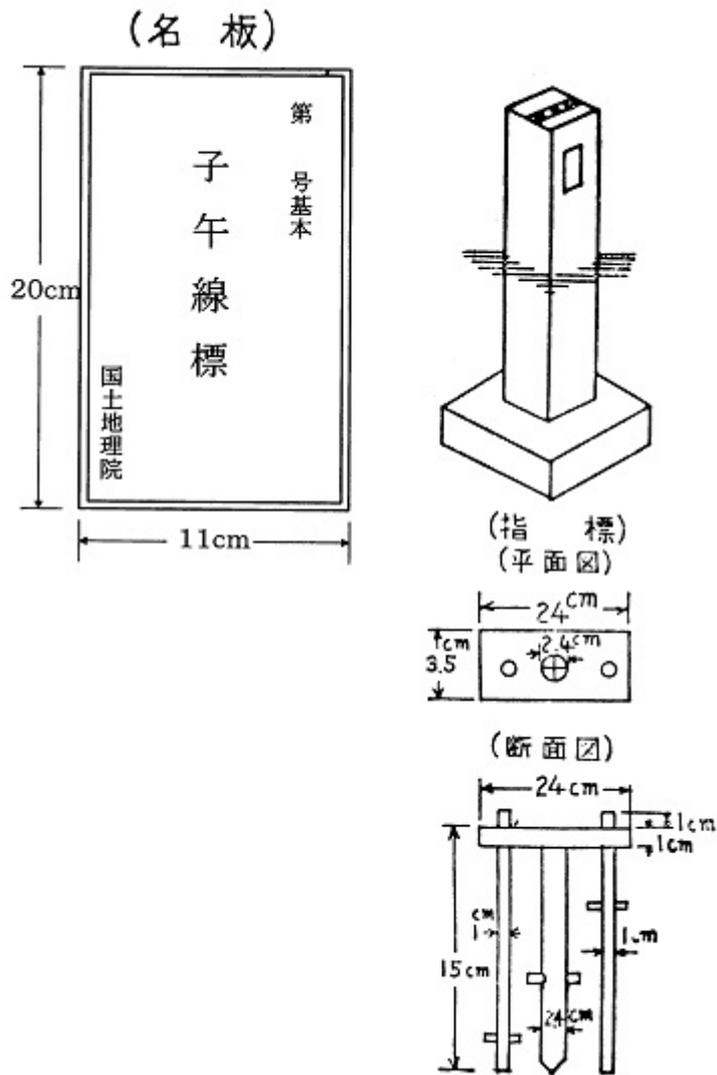
二等多角点金属標の場合は、「一等」の代わりに「二等」の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。

へ 天測点標識



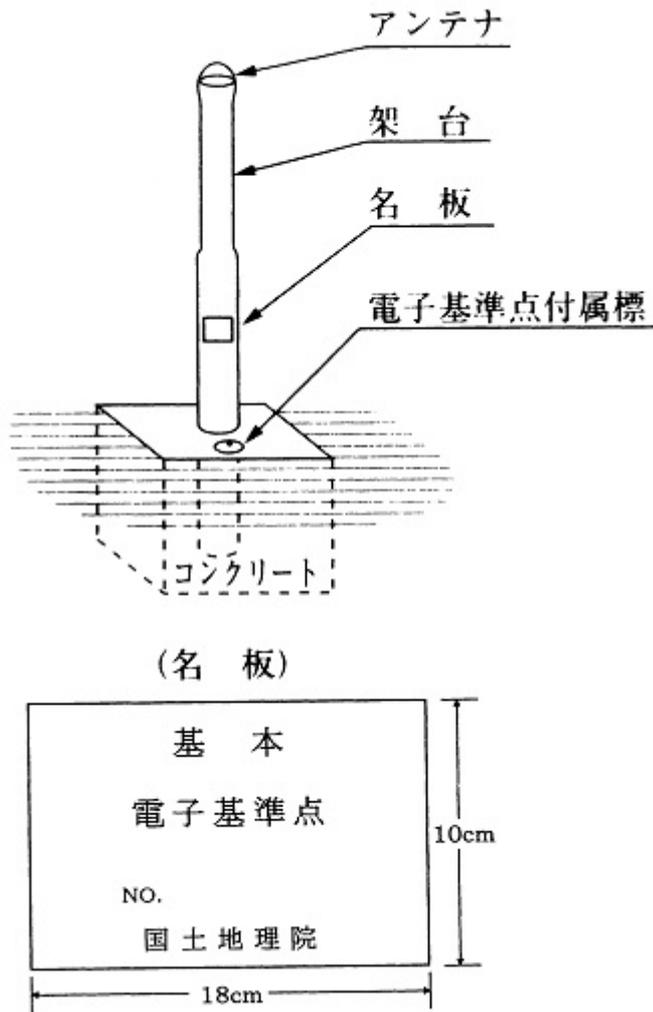
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮^{ニッケル}製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

ト 子午線標



この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮^{ちゅう}製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

チ 電子基準点標識



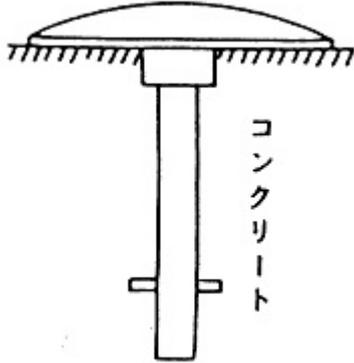
この標識は、通常金属製の架台と付属標からなり、架台に人工衛星からの測位用電波信号を受信するアンテナ、受信機及び通信用機器を収容し、金属製の名板を取り付ける。ただし、付属標は、使用されることが見込まれない場合、設置しないことができる。

(付 属 標)

(平 面 図)



(断 面 図)



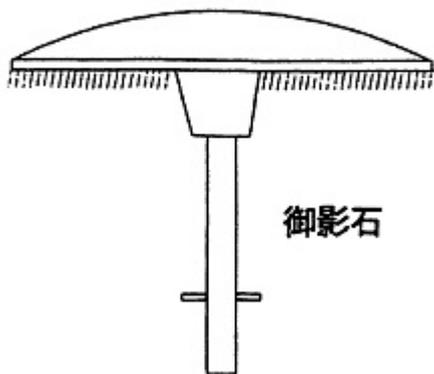
十字の下方に標識番号を記載する。

リ 超長基線電波干渉計観測点金属標

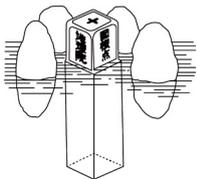
(平面図)



(断面図)



- 2 図根点標石又は方位標石若しくはこれに代わる標識
イ 図根点標石又は方位標石

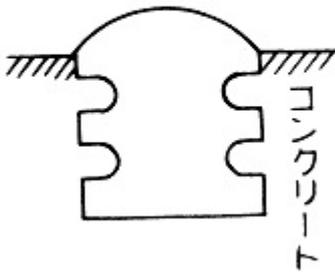


- この標石は、一個の柱石からなり、方位標石の場合は、「図根点」の代わりに「方位標」の文字を用いる。
ロ 方位標陶器標

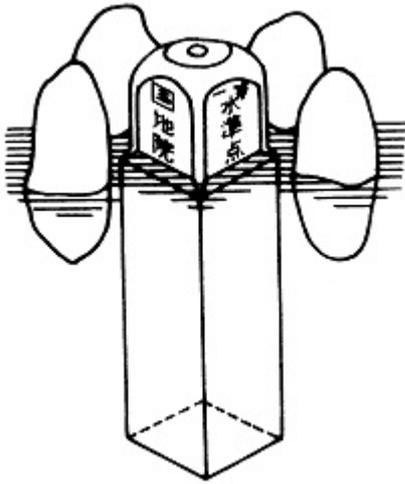
(平面図)



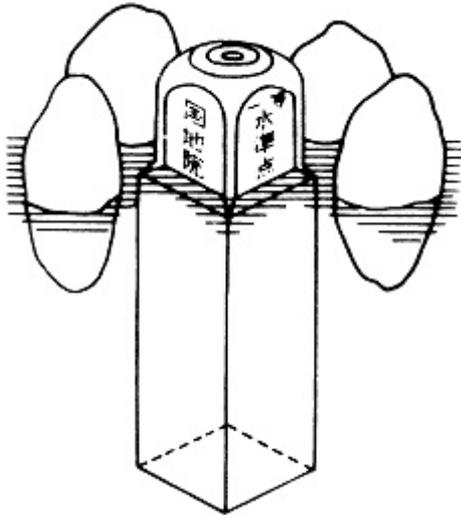
(断面図)



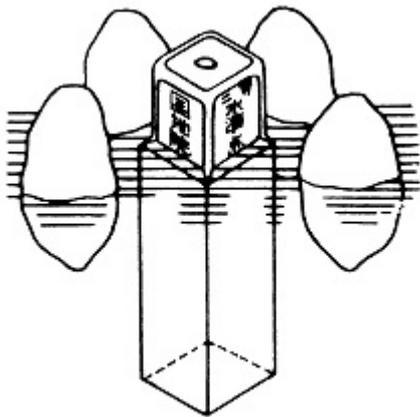
- 3 水準点標石又はこれに代わる標識
イ 一等水準点標石



- この標石は、一個の柱石からなる。
ロ 一等水準交差点標石

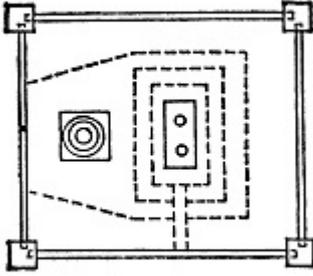


この標石は、一個の柱石からなる。
ハ 二等（又は三等）水準点標石

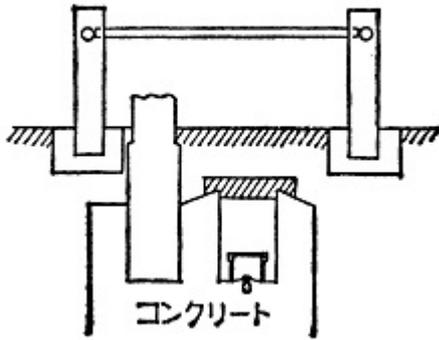


この標石は、一個の柱石からなり、三等水準点標石の場合は、「二等」の代わりに「三等」の文字を用いる。
ニ 基準水準点標石

【平面図】



【断面図】



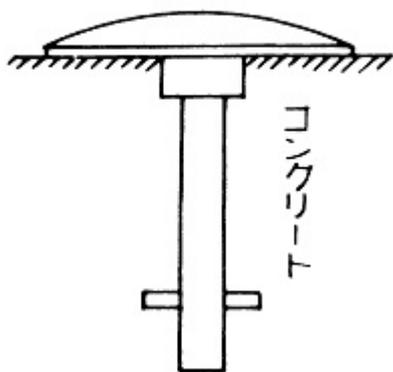
この標石は、一個の柱石と地中標からなり、地中標は、クローム製金属標と硬石標各一個をコンクリートで固定し、通常真鍮^{ちゅう}製又はステンレス製の箱をかぶせ、その上に蓋石をのせる。

ホ 一等（又は二等、三等）水準点金属標又は電子基準点付属標

(平面図)

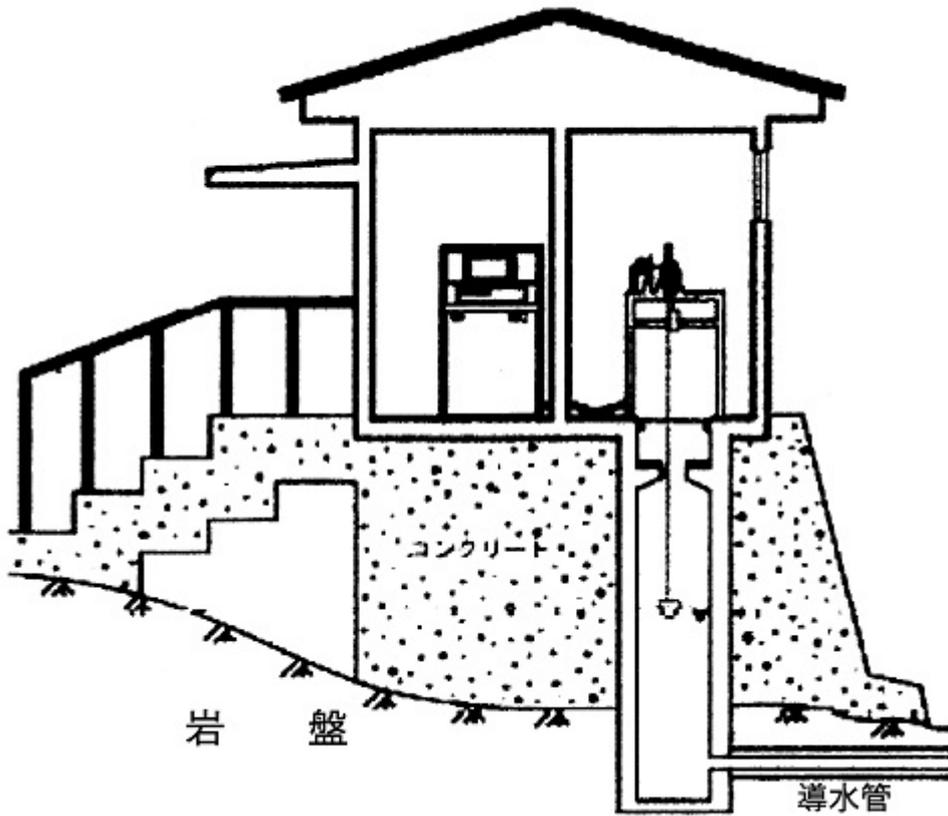


(断面図)



二等、三等水準点金属標の場合は、「一等」の代わりに「二等」、「三等」の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。

へ 験潮儀及び験潮場



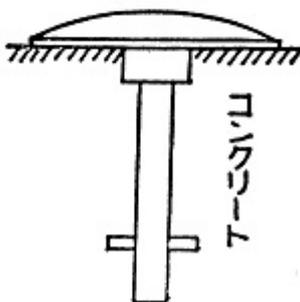
験潮場は、通常コンクリートを用いて建造し、験潮儀を収容する。

ト 基準（又は一等、二等）重力点金属標

(平面図)

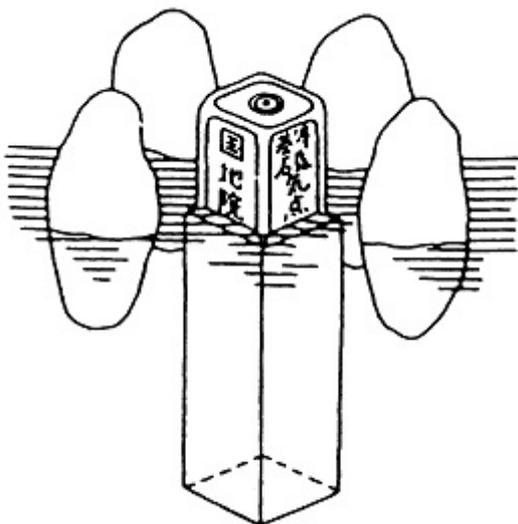


(断面図)



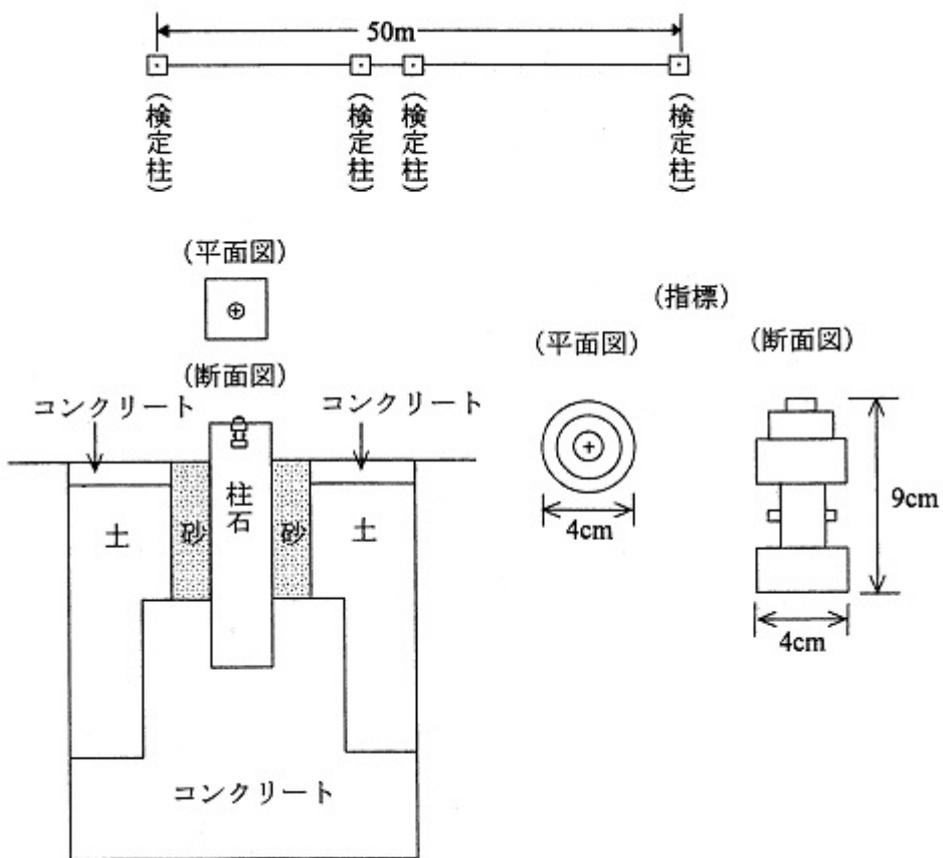
一等、二等重力点金属標の場合は、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。
十字の下方に標識番号を記載する。

4 基準（又は一等、二等）磁気点標石



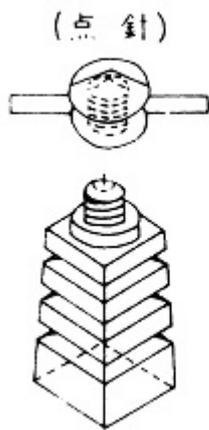
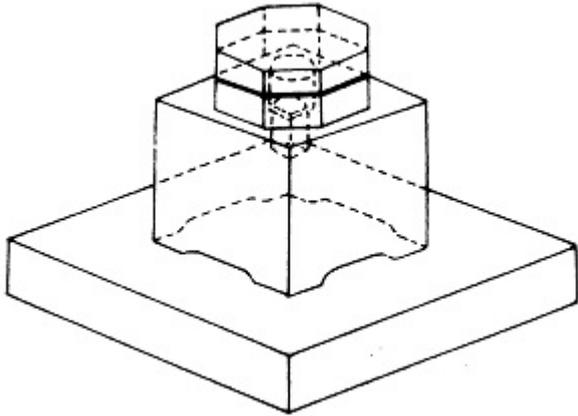
この標石は、一個の柱石からなり、一等、二等磁気点標石の場合は、「基準」の代わりにそれぞれ「一等」、「二等」の文字を用いる。基準磁気点標石の場合は、地磁気を観測する施設を設置する。

5 基線尺検定標石



この標石は、五十メートルの間隔に設ける二個の検定柱と、必要に応じ両検定柱を結ぶ直線上に設ける一個又は数個の検定柱からなり、その上面に通常真鍮製又はステンレス製の指標を取り付ける。

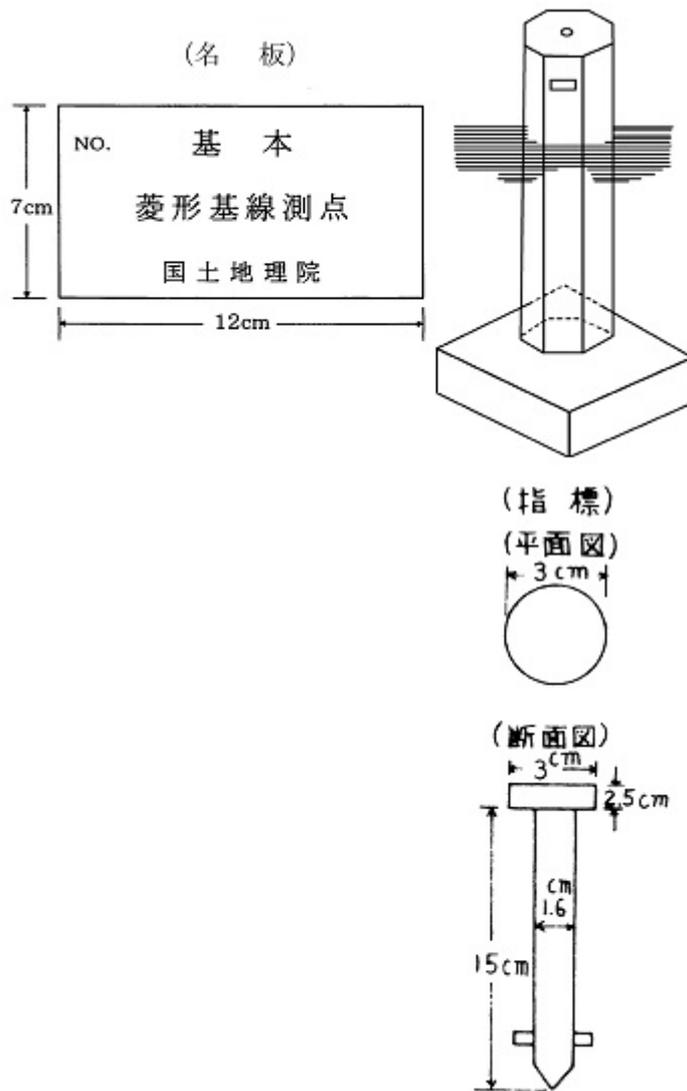
6 基線標石



この標石は、一個の盤石、一個の台石及び一個の通常真鍮^{ちゅう}製又はステンレス製の点針からなり、点針は台石の中心に植え込み、その上に蓋石をのせる。

7 菱形基線測点標識又はこれに代わる標識

イ 菱形基線測点標識



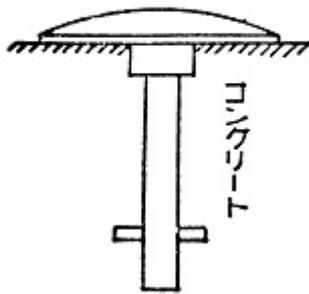
この標識は、一個のコンクリート柱と一個のコンクリート盤からなり、その上面に通常真鍮^{ちゅう}製又はステンレス製の指標を、側面に金属製の名板を取り付ける。

ロ 菱形基線測点金属標

(平面図)

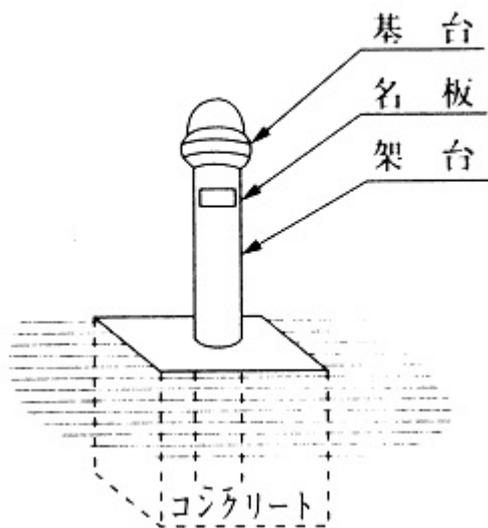


(断面図)

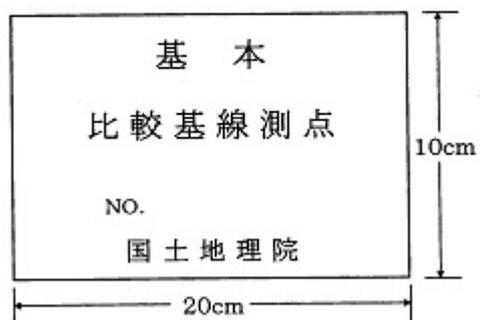


十字の下方に標識番号を記載する。

- 8 比較基線測点標識又はこれに代わる標識
イ 比較基線測点標識



(名板)

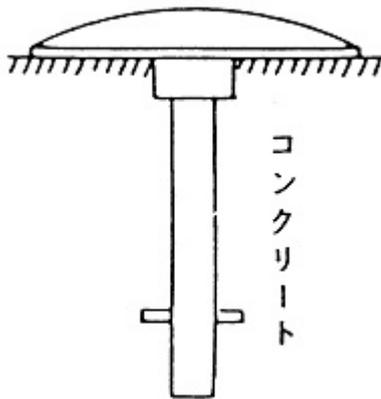


この標識は、通常金属製の架台と測量機器を整置する基台からなり、架台に金属製の名板を取り付ける。
ロ 比較基線測点金属標

(平面図)



(断面図)



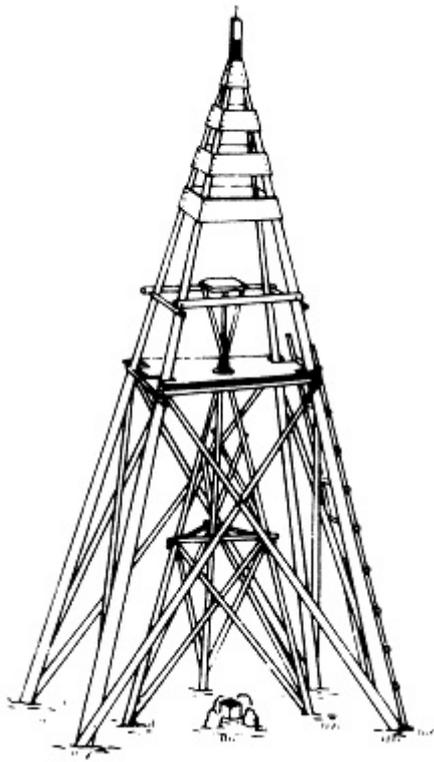
十字の下方に標識番号を記載する。

二 一時標識の形状

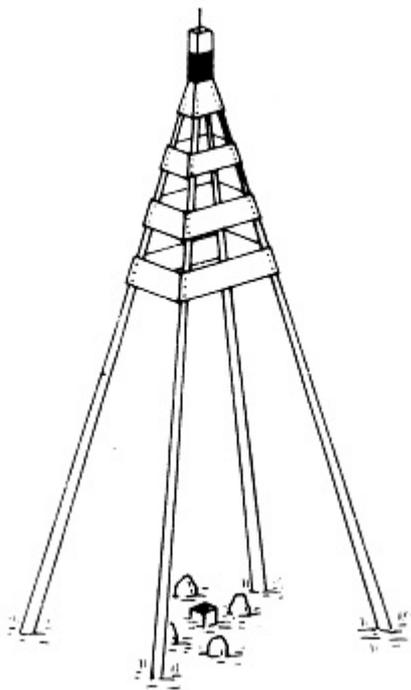
1 測標

イ 三角点測標

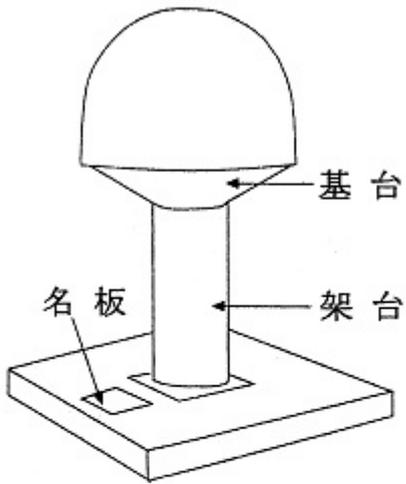
その一



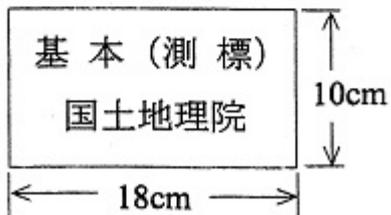
その二



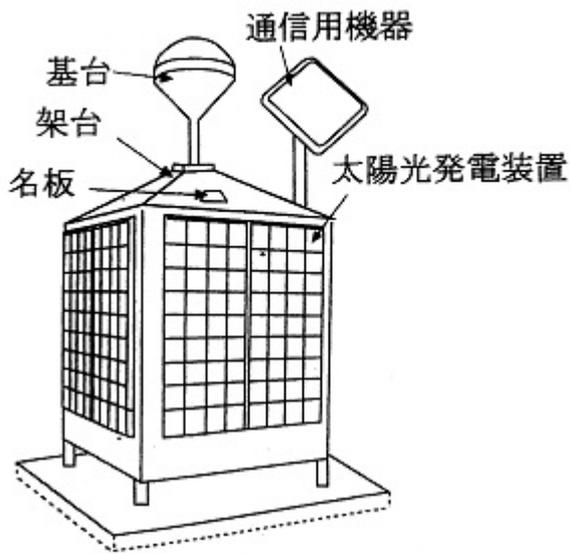
その三



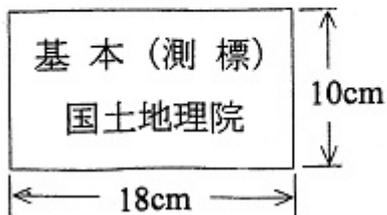
(名板)



この測標は、通常金属製の架台と測量機器を設置する基台からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。
その四

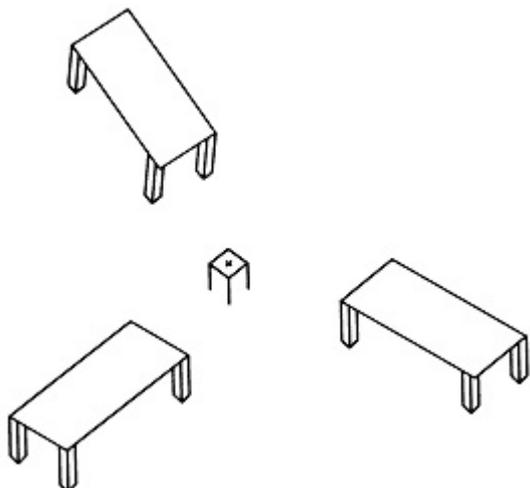


(名板)

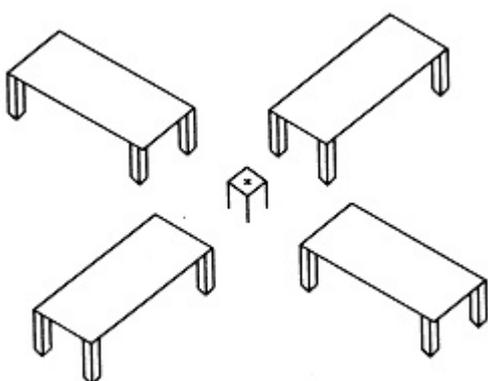


この測標は、通常金属製の架台、測量機器を設置する基台、太陽光発電装置及び通信用機器からなり、架台には金属製の名板を取り付ける。

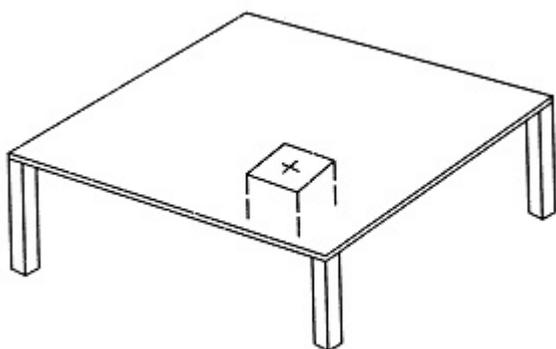
その一



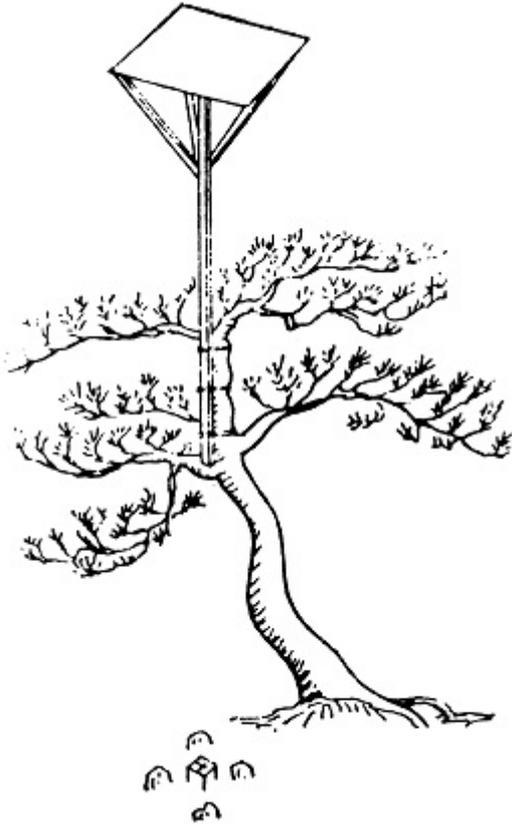
その二



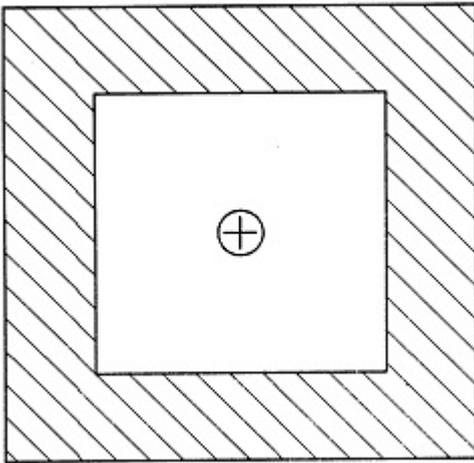
その三



その四

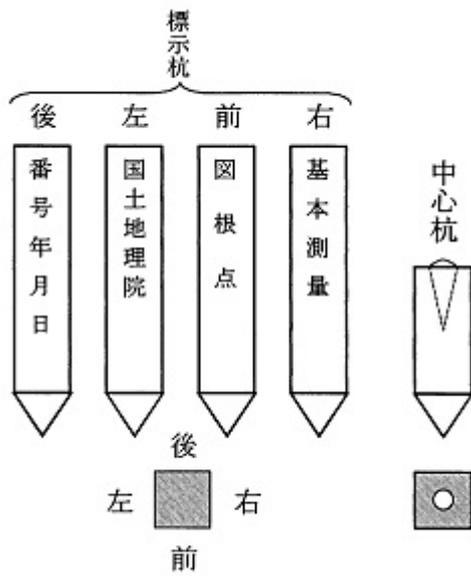


その五



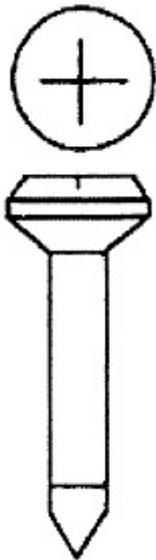
コンクリート等により舗装された場所等にある測量標の周囲をペンキ等で塗色したもの

- 2 標杭
- イ 標杭



この標杭は、中心杭と標示杭からなり、中心杭の頂の中心に鉄くぎ又は円頭鉋^{びょう}を打ち入れる。
この図は、図根点標杭の例である。

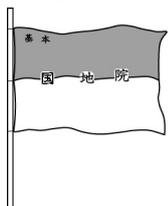
ロ 標鉋^{びょう}



この標鉋^{びょう}は、コンクリート等で舗装した場所等に設置し、標鉋^{びょう}又は付属物に基本測量の標識であること及び国土地理院の表示をする。

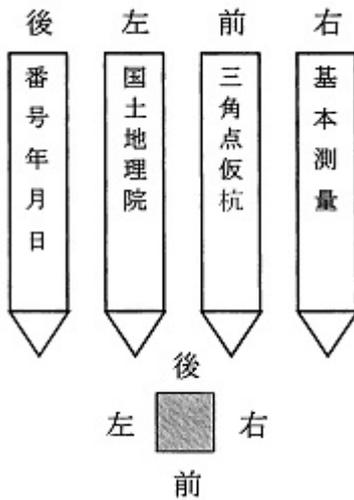
三 仮設標識の形状

1 標旗



この標旗は、上部は赤色、下部は白色とし、文字は黒色とする。

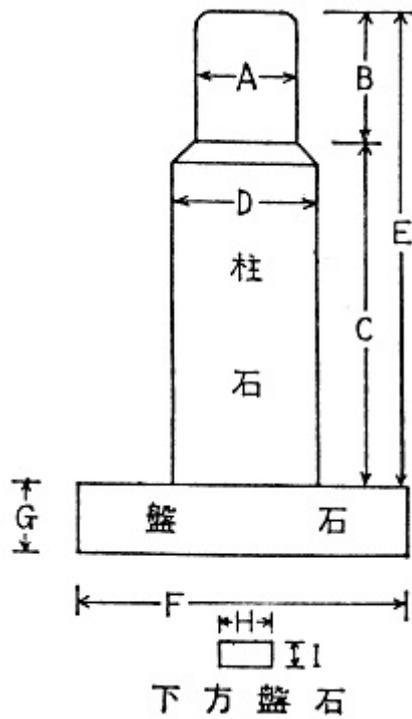
2 仮杭



この図は、三角点仮杭の例である。

備考

- 一 この表における測量標の形状は、基本測量の測量標の形状を示したものであり、公共測量の測量標については、「基本」の文字に代え「公共」の文字を、「国土地理院」又は「国地院」の文字に代え当該測量計画機関の名称又は略称を表示する文字を記入する。
また、金属標及び付属標については、「この測量標を移転汚損すると測量法により罰せられます」の文字に代え、測量標を保全するため適切な文字を記入することができる。
- 二 柱石は、その側面がそれぞれ東西南北に面するように設置し、東面には「基本」又は「公共」の文字を、西面には「国土地理院」若しくは「国地院」の文字又は当該測量計画機関の名称若しくは略称を表示する文字を、南面には標石の種類を、北面には標石の番号をそれぞれ記入する。
- 三 柱石は、その上部約十五センチメートル（基線尺検定標石の検定柱の柱石については、約五センチメートル）を地上に露出するように埋設する。
- 四 柱石及び磐石は、通常花こう岩その他の堅固な石材を用いる。
- 五 金属標又は付属標は、通常真鍮^{いた}製又はステンレス製とし、金属製の棒又はコンクリート等で固定する。
- 六 柱石を保護するために、標石の周囲に二個から四個の石を埋設し、又は標石の周囲をコンクリートで固める。
- 七 柱石を保護するために特に必要があるときは、柱石を地表下に設置し、井桁石で囲み、その上に蓋をのせる。蓋の上面には、柱石に記入した事項を略記する。蓋は、通常花こう岩その他の堅固な石材又は鉄材を用いる。
- 八 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録した I C タグを取り付けることができる。
- 九 永久標識の寸法は、おおむね次の表のとおりとする。
 - 1 標石（その一）

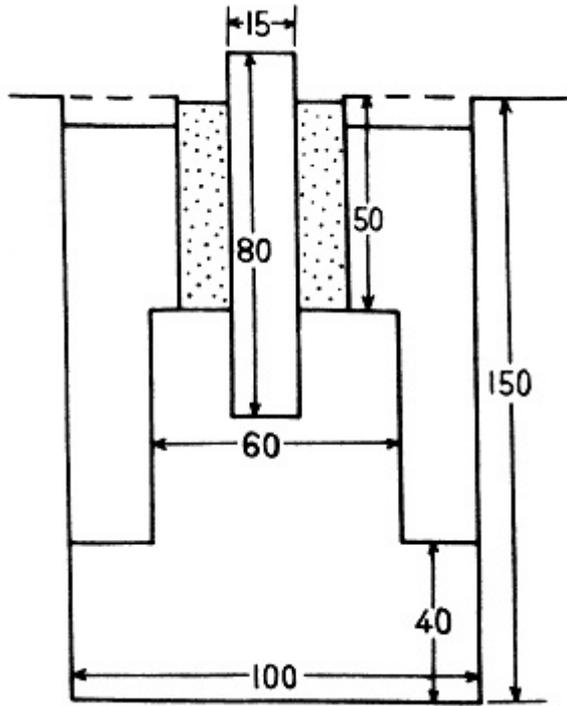


(単位は、センチメートル)

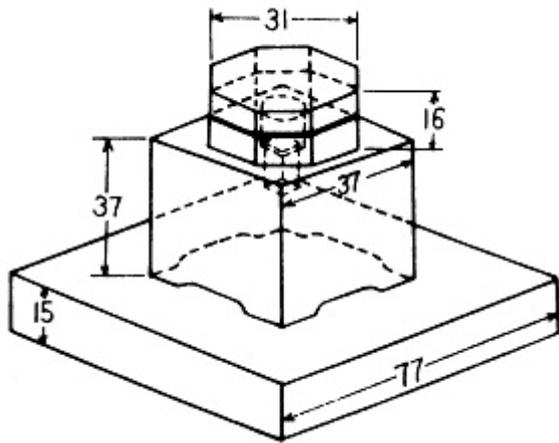
種類	区分	柱石					盤石		下方盤石	
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
一等三角点標石		18	21	61	21	82	41	12	9	4.5
二等・三等三角点標石		15	18	61	18	79	36	11		
四等三角点標石		12	15	48	15	63	30	9		
一等・二等多角点標石		12	15	48	15	63	30	9		
子午線標					30	210	90	30		
図根点標石・方位標石		12	15	48	15	63				
一等水準点標石		21	24	66	24	90				
基準水準点標石・一等水準交差点標石		25	28	77	28	105				
二等・三等水準点標石		15	19	55	18	74				
基準・一等磁気点標石		15	18	61	18	79				
二等磁気点標石		12	15	48	15	63				

標石 (その二)

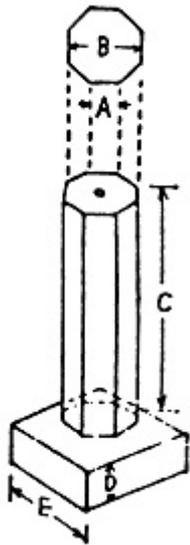
基線尺検定標石



(単位は、センチメートル)
 標石 (その三)
 基線標石



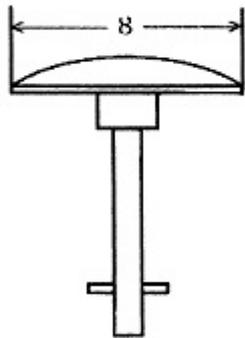
(単位は、センチメートル)
 2 標識
 天測点標識又は菱形基線測点標識



種類	区分	コンクリート柱			コンクリート盤	
		A	B	C	D	E
天測点標識		27	65	200	50	140
菱形基線測点標識		25	60	130	30	90

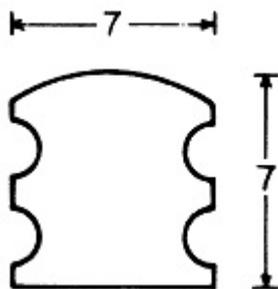
(単位は、センチメートル)

3 金属標及び付属標



(単位は、センチメートル)

4 方位標陶器標



(単位は、センチメートル)

別表第一の二（第一条の二関係）

(表)

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>所 属 機 関 名</p> <p>所 属 機 関 所 在 地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> 写 真 </div>	<p>左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、国土 測量計 理院の長の命令に基づいて土地に立ち入ることができる者であ 画機関委任 ることを証する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">発行機関 印</p>
---	--

(裏)

<p style="text-align: center;">測量法（昭和24年法律第188号）抜粋</p> <p>第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有効期間</td> <td style="width: 25%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 25%;">自年月日 至年月日</td> <td style="width: 25%;">自年月日 至年月日</td> </tr> <tr> <td>作業地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業の名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行機関の印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	作業地				作業の名称				発行機関の印			
有効期間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日														
作業地																	
作業の名称																	
発行機関の印																	

（用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。）

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。

裁 決 申 請 書	
裁決申請者 住所 氏名	
測量法第20条第1項の規定による補償金額に不服があるので、同条第2項の規定により下記により裁決を申請します。	
記	
1	伐除に係る植物、垣若しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物（次号において「対象物」という。）の所在地
2	当該対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
3	損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
4	通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
5	通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
6	前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項
	年 月 日
裁決申請者 住所 氏名	
収用委員会 御中	

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「裁決申請者が求める補償金額及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別表第二（第二条関係）

測量標 の使用承認申請書 測量成果	
26 測量法第 条の規定により下記のとおり申請します。	
30	
令和 年 月 日	
申請者 住所 氏名-----	
国土地理院長 殿	
使用目的又は当該測量の種類別	
測 量 地 域	
使 用 期 間	
○使用する測量成果の種類及び内容	
○測量精度	
使 用 方 法	
×使用する測量標の種類及び所在	
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在	
○完成図の縮尺及び名称	
測量計画機関	名 称
	代 表 者 の 氏 名
	所 在 地
測量作業機関	名 称
	×測量業者登録番号
	代 表 者 の 氏 名
	所 在 地
○成果入手年月日	
公共測量実施計画書 提出年月日	
備 考	

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

- 記載要領 ① ×印欄は法第26条、○印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。
 ② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

測量成果 謄本
の 交付申請書
測量記録 抄本

測量成果 謄本
測量法第28条の規定により下記のとおり の 交付を申請します。
測量記録 抄本

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

国土地理院長 殿

使 用 目 的					
郵 送 の と き の あ て 先	〒 TEL				
測 量 成 果 又 は 測 量 記 録 の 種 類	該 当 す る 5 万 分 の 1 地 形 図 名	謄本又は 抄本	数 量	手 数 料	
				単 価	小 計
計					
収入印紙貼付欄（消印してはならない）					

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

- 記載要領 ① 測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。
② 郵送希望のときは、別に郵便切手を添えること。
③ 地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。

別表第四（第四条の二関係）

<p>測量成果の複製承認申請書</p> <p>測量法第29条の規定により下記のとおり承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名.....</p> <p>国土地理院長 殿</p>		
複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 { 有償 無償		
複製品の部数		
複製機関名	名称及び代表者の氏名	
	所在地	
複製作業者	氏名	
	所在地	
備考		

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

別表第五（第五条関係）

公共測量実施計画書	
測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。	
令和 年 月 日	
測量計画機関	所在地 名称 代表者
国土地理院長 殿	
測 量 の 目 的	
測 量 地 域	
作 業 量	
測 量 期 間	令和 年 月 日から 年 月 日
測 量 精 度	
測 量 方 法	
使用する測量成果の種類及び内容	
基本測量成果入手年月日	
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	
測量作業機関	名 称
	測量業者登録番号
	代表者の氏名
	所 在 地
	主任技術者氏名及び測量士登録番号
作業規程	書類提出年月日
	承認年月日
	承認番号
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日	
備 考	

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

別表第六（第六条関係）

<p>測量法第46条第1項の規定による届出書</p> <p>測量法第46条第1項の規定により下記のとおり届出します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 測量計画機関 名称 代表者</p> <p>国土交通大臣 殿</p>		
測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間	令和 年 月 日から 年 月 日	
測 量 精 度		
測 量 方 法		
行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業の名称		
使用する測量成果の種類及び内容		
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号		
測量作業機関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び測量士登録番号	
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日		
備 考		

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 行政庁の許可、認可等を受けて、又は国・公共団体の負担、補助等を受けて行う事業の名称欄は、許可・認可等を受けて、又は負担・補助等を受けて行う事業のためではない測量については、なしと記入すること。
- ⑤ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

（第一面）

測量士登録申請書
測量士補

収入印紙

(消印してはならない)

×	登録番号	×	登録年月日	令和	年	月	日					
私は、測量士の登録を受けたいので、測量法第49条の規定により、別紙資格を 証する書類を添えて登録の申請をします。 令和 年 月 日 国土地理院長 殿 住所..... 氏名.....												
イ	フリガナ							※性別	男	女		
	氏名							年	月	日生		
専門とする測量の分野												
事務所又は業務所							勤務先における職務の内容					
名称			所在地									
※		測量法第50条該当者					同法第51条該当者					
ロ	測量士・測量士補となる資格	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第1号	第2号	第3号	第4号		
ハ	大学、短期大学（専門職大学の前期課程を含む）、 高等専門学校又は専門の養成施設											
学校名					所在地							
学部名等					専攻・コース名等							
学科名等					専攻・コース名等							
年 月 日 入学					年 月 日 卒業							
年 月 日 入所					年 月 日 卒業							
備考												

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

(第二面)

二 の 1	測量に関する実務の経歴		登録免許税納付書・領収証書貼付欄			
	事務所又は業務所		測量に関する経歴	経験年数		※証明区分
名 称	所 在 地	年月日から 年月日まで		期間	証明書	誓約書
			計	年月		
二 の 2	従事した主な測量作業					
	作業種類	作業地域	作業方法	従事技術	作業場所	作業期日
						から まで
						から まで
						から まで
						から まで
						から まで
						から まで
ホ	測量士試験・測量士補試験	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号第	号	
	備考 1 測量士又は測量士補の文字の一方を消すこと。 2 測量法第50条第1号から第3号までの該当者は口、ハ、二の1、二の2の欄、同法第50条第4号又は同法第51条第1号から第3号までの該当者は口、ハの欄、同法第50条第5号又は同法第51条第4号の該当者は口、ホの欄に、それぞれ該当事項を記入すること。 3 ハ又は二の1の欄の記入事項については証明書又は誓約書を添えること。 4 ニの2の欄には従事した主要な測量作業について記述すること。 5 ※印欄は○をつけて区別すること。 6 ×印欄は記入しないこと。					
測量士補が測量士となる場合の記入欄		測量士補登録番号第	号	年 月 日	登録	

誓 約 書

測量法施行令第10条第1項第4号の規定による測量に関する実務の経歴の記載は真実であることを誓約します。

令和 年 月 日

氏名.....

国土地理院長殿

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

別表第九（第九条関係）

測量士・測量士補名簿

フリガナ		性別		登録番号	
氏名		生年月日		登録年月日	

登録の変更（氏名欄）				登録の変更（事務所又は業務所欄）					
番号	処理年月日	変更年月日	フリガナ氏名	番号	処理年月日	変更年月日	事務所又は業務所名	事務所又は業務所所在地	
初期値	—	—		初期値	—	—			
1				1					
				2					
				3					
2				4					
				5					
				6					
3				7					
				8					
4				9					
				10					
				測量に関する実務の経歴					
専門とする測量の分野			事務所又は業務所		測量に関する経歴		経験年数		
測量士・測量士補となる資格			測量士・測量士補試験	合格番号	合格年月日	測量士補登録状況	登録番号	登録年月日	
卒業学校欄	学校名								
	学 部 名 等								
	学 科 名 等								
	専攻・コース名等								
	入学・入所年月								
	卒業・修了年月								
			備 考						

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

別表第九の二（第九条の五関係）

授業時数	測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
	測量に関する法規	三十		
	測量に関する数学	百二十		
	測量に関する情報処理	十五	三十	
	測量学概論	四十五		
	三角測量	百二十	百二十	
	多角測量			
	汎地球測位システム測量			
	水準測量	三十	三十	
	地形測量	六十	六十	
	写真測量	六十	六十	
	地図編集	四十五	四十五	
	応用測量	六十	六十	
	その他の測量関連科目			二百十

総授業時数

千二百

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、四十五分とすることができる。

別表第九の三（第九条の五関係）

授業時数	測量に関する科目	講義	実習	講義又は実習
	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約	三十		
	測量に関する基礎理学	六十		
	測量に関する基礎工学	九十	十五	
	測地測量	百三十五	六十	
	地形測量	四十五	十五	
	写真測量	百二十	六十	
	地図編集	十五	十五	
	応用測量	九十	三十	
	地理情報システム	百二十	六十	
	測量に関する課題研究			百五十
	測量に関する表現技術			十五
	測量実務	六十	十五	

総授業時数

千二百

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、四十五分とすることができる。

別表第九の四（第九条の五関係）

項	測量に関する科目	専門分野	授業時数
一	三角測量、多角測量、汎地球測位システム測量及び水準測量	測地分野	百五十
	地形測量、写真測量及び地図編集	地図分野	百六十五
二	測地測量	測地分野	九十七
	地形測量、写真測量及び地図編集	地図分野	百三十五
	地理情報システム及び測量に関する課題研究	測地分野又は地図分野	百六十五

別表第九の五（第九条の五関係）

実習機器	性能
セオドライト	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの
レベル	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの
電子レベル	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇・一ミリメートルのもの
汎地球測位システム測量機	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)
平板	三脚に固定し、かつ、地形地物の測定結果を描くための用紙をはり付けることができるもの
電子平板	セオドライト（距離を測定する機能を備えたものに限る。）又は汎地球測位システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの
反射式実体鏡	一對の空中写真を反射鏡、プリズム等により反射させて得られた像を実体視できるもの
図化機又は解析図化機	一對の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、用紙等に描くことができるもの
スキャナ	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの
デジタルタイザ	
プロッタ	日本産業規格A2の大きさの用紙に情報を出力することができるもの
パーソナルコンピュータ	測量に関する計算及び図形処理を行うことができるもの

（第一面）

第	号	
写		身分証明書
真		所属部課名
		職名及び氏名
		生年月日
上記の者は、測量法第51条の18第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。		
		交付年月日
		有効期間
		国土交通大臣
		印

（用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。）

（第二面）

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋

第51条の18 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

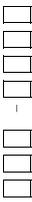
令和 年 測量士 試験受験願書
測量士補

×受験番号
私は、測量士試験を受験したいので、測量法施行令第22条の規定により、写真及び関係書類を添えて提出します。
国土地理院長 殿
令和 年 月 日
氏名
① 受験区分
測量士 1
測量士補 2
② 受験地
記入要領(7)の中から記入してください。
③ 氏名
カタカナで記入(姓と名の間は1文字空けてください。濁点及び半濁点も1文字としてください。)
漢字で記入(姓と名の間は1文字空けてください。)
④ 生年月日
明治 1
大正 2
昭和 3
平成 4
令和 5
年 月 日
⑤ 性別
男 1
女 2
⑥ 本籍コード
⑦ 現住所コード
⑧ 職業
⑨ 学歴
⑩ 測量士補の登録
ふりがな
現住所
試験の連絡先
(現住所と異なる場合のみ記入してください。)
電話 ()
(記入要領)
標準字体
ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ ヒ フ ヘ ホ
マ ミ ム メ モ ヤ ユ ヨ ラ リ ル レ ロ ワ ン * * - 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(1) 標準字体を手本にしてください。
(2) 枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください。
(3) 筆記用具は鉛筆(HB)又はシャープペンシル(0.5mm、HB)を使用してください。
(4) 間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
(5) ×印の欄は、記入しないでください。
(6) ①受験区分の欄は、測量士試験の受験者は「1」、測量士補試験の受験者は「2」を記入してください。
(7) ②受験地の欄は、次の中から希望する受験地の番号を記入してください。
(8) ③氏名の欄は、戸籍に記載されている文字を用いてかい書で記入してください。なお、□の枠数を超える場合は記入できるところまで記入してください。
(9) ④生年月日の欄は、最初の□は該当する番号を記入し、年月日が一桁の場合は十の位に「0」を記入してください。
(10) ⑤性別の欄は、該当する番号を記入してください。
(11) ⑥本籍コードの欄は、該当する都道府県コード欄の番号を記入してください。
(12) ⑦現住所コードの欄は、該当する都道府県コード欄の番号を記入してください。
(13) ⑧職業の欄は、次の中から該当する番号を記入してください。
01 測量業 02 建設コンサルタント業 03 地質調査業 04 建設業 05 運輸・通信業
06 製造業 07 電気業・ガス業 08 不動産業 09 国家公務員(教員を除く)
10 地方公務員(教員を除く) 11 教員 12 学生 13 その他
(14) ⑨学歴の欄は、次の中から該当する最終卒業の学校の番号を記入してください。ただし、学生の場合は在学中の学校の番号を記入してください。
1. 大学院 2. 大学 3. 短期大学 4. 高等専門学校 5. 高等学校
6. 測量法第五十条第三号又は第四号に規定する測量に関する専門の養成施設
7. 専修・各種学校(6.を除く) 8. その他
(15) ⑩測量士補の登録の欄は、測量士試験の受験者で既に測量士補として登録を受けている者は「1」を記入し、登録を受けていない者は空欄にしてください。
*この受験願書は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

別表第十の二（第十条関係）

(表 面)

6センチメートル  (郵便印)	15.5センチメートル 令和 年 測量士 試験収入印紙貼付欄 令和 年 測量士 試験収入印紙貼付欄 1 収入印紙の裏全面にのりをつけてはがれないようにはってください。消印はしないでください。 2 収入印紙以外のもの(現金・郵便切手又は収入証紙等)を用いないでください。 (氏名)	9.5センチメートル 令和 年 測量士 試験写真票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受験地</td> <td style="width: 10%;">× 受験番号</td> <td style="width: 40%;">氏名(ふりがな)・生年月日・性別</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男 女</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>明治 大正 昭和 平成 令和</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>本 籍</td> <td></td> <td>都 道 府 県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 現住所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日撮影</td> <td></td> <td>受験区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(写 真 欄)</td> <td style="text-align: center;">測 量 士 測 量 士 補</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> ・申込前6月以内撮影 ・脱帽・正面向 ・縦4.5cm×横3.5cm ・本人と確認できるもの ・裏全面にのりをつけること ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。 </td> </tr> </table> (切り離してはいけません)	受験地	× 受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別				男 女				明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生	本 籍		都 道 府 県		ふりがな 現住所				令和 年 月 日撮影		受験区分		(写 真 欄)		測 量 士 測 量 士 補		・申込前6月以内撮影 ・脱帽・正面向 ・縦4.5cm×横3.5cm ・本人と確認できるもの ・裏全面にのりをつけること ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。				10センチメートル 令和 年 測量士 試験受験票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受験地</td> <td style="width: 10%;">× 受験番号</td> <td style="width: 10%;">受験区分</td> <td style="width: 10%;">測 量 士 測 量 士 補</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明治 大正 昭和 平成 令和</td> <td>年 月 日生</td> <td>性 別</td> <td>男 女</td> </tr> </table> ×(1) 試験日時 令和 年 月 日 測量士試験 時から 時まで 測量士補試験 時から 時まで (試験開始30分前までに試験室へお入りください。) ×(2) 試験場 裏面の受験心得をよく読んでください。	受験地	× 受験番号	受験区分	測 量 士 測 量 士 補		ふりがな 氏 名					生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生	性 別	男 女
受験地	× 受験番号	氏名(ふりがな)・生年月日・性別																																																
		男 女																																																
		明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生																																															
本 籍		都 道 府 県																																																
ふりがな 現住所																																																		
令和 年 月 日撮影		受験区分																																																
(写 真 欄)		測 量 士 測 量 士 補																																																
・申込前6月以内撮影 ・脱帽・正面向 ・縦4.5cm×横3.5cm ・本人と確認できるもの ・裏全面にのりをつけること ・裏面に氏名、受験区分、受験地を明記してください。																																																		
受験地	× 受験番号	受験区分	測 量 士 測 量 士 補																																															
ふりがな 氏 名																																																		
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生	性 別	男 女																																														

（別表第十一（第十二条関係））

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）



都・道・府・県

測量業者登録申請書（第一面）

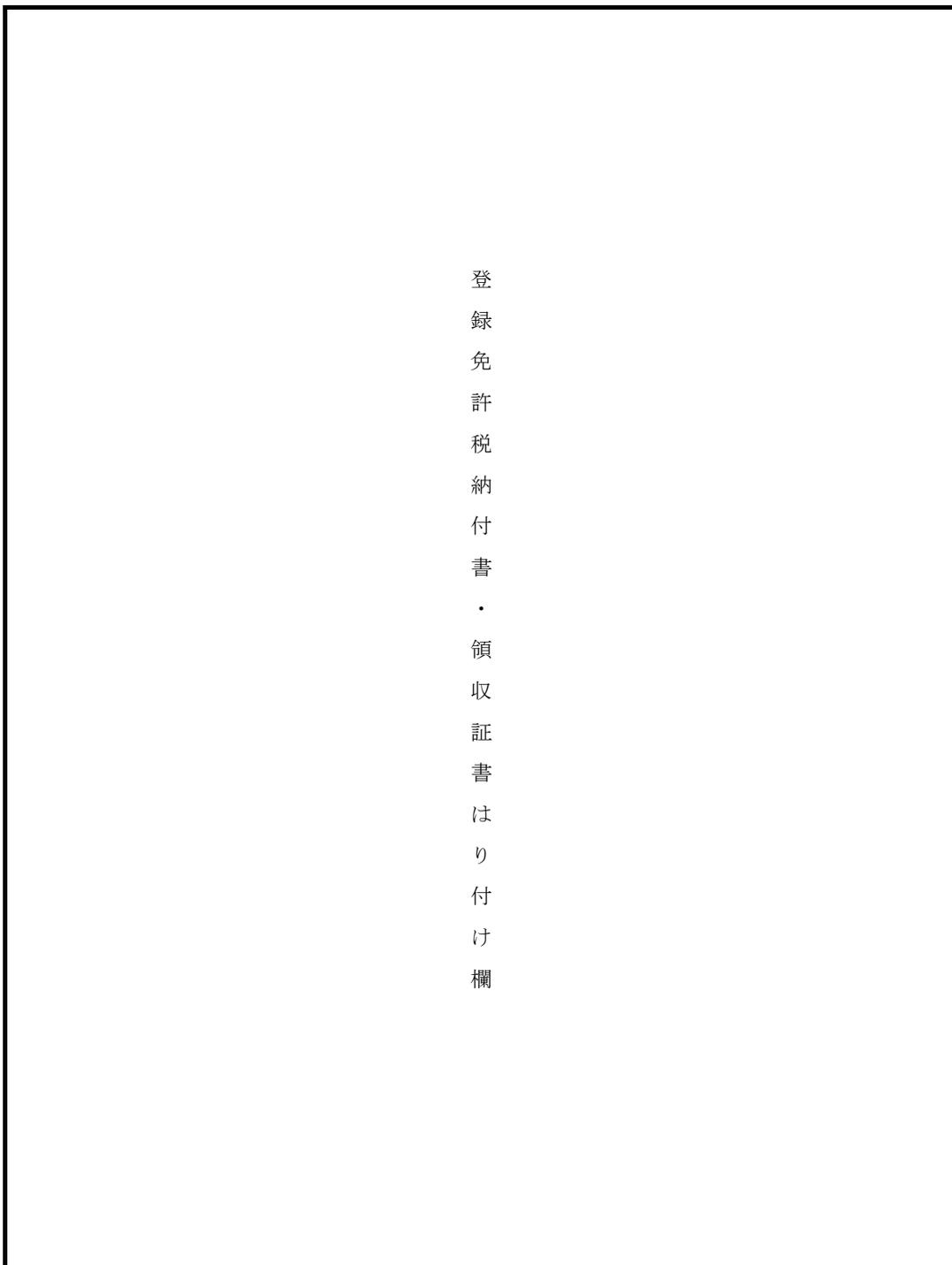
×登録番号	登録第	号	×登録年月日	令和	年	月	日	登録
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。 令和 年 月 日 申請者 殿								
申請の区分			新規登録	更新登録				
ふりがな 商号又は名称								
資本金又は出資の額								
役員〔業務を執行する社員、取締役、 執行役又はこれらに準ずる者〕の氏名及び役名			申請時 の登録	登録第 号 令和 年 月 日登録				
ふりがな 氏名	役名		収入印紙					
			(消印してはならない)					

- 記載要領
- ×印欄は記載しないこと。
 - 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
 - 資本金又は出資の額、役員の名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

(第二面)

登
録
免
許
税
納
付
書
・
領
収
証
書
は
り
付
け
欄



(別表第十一 (第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

別 紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三角測量 2. 多角測量 3. 水準測量 4. 地形測量及び平面測量 (空中写真によるものを除く。)	5. 空中写真撮影 6. 空中写真図化 7. 地図の調製 8. その他の測量	
営 業 所		測量業以外に行っている営業又は事業の種類
名 称	所 在 地	
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

別表第十二（第十四条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

添付書類(イ)（法第55条の3第1号）

営 業 経 歴 書

注 文 者 名	測 量 名	測 量 地 域	請 負 代 金 の 額	着 手 年 月	完 成 年 月
			千円	.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
				.	.
営 業 の 沿 革					
創 業					年 月 日
創 業 後 の 沿 革					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

記載要領

- 1 本表は、直前五年間に完成した主な測量について記載すること。
- 2 下請測量については、注文者欄には、直接注文をした元請者を記載し、測量名欄には、下請測量の名称を記載すること。
- 3 測量名欄は、測量の目的及び方法が分かるように記載すること。
- 4 測量地域欄は、都道府県市町村名をもつて記載すること。
- 5 創業欄は、創業時の営業内容の概略を記載すること。
- 6 創業後の沿革欄は、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本若しくは出資の変更を記載すること。
- 7 新たに事業を営もうとする者は、創業欄にその旨を記載すること。

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類(ロ) (法第55条の3第2号)

直前二年の各事業年度における測量実施金額

事業年度	区分	基本測量及び公共測量	その他の測量	計	元請・下請別の内訳	
					元請	下請
第 期		千円	千円	千円	元請	千円
自 年 月 日					下請	
至 年 月 日						
第 期					元請	
自 年 月 日					下請	
至 年 月 日						
第 期					元請	
自 年 月 日					下請	
至 年 月 日						
第 期					元請	
自 年 月 日					下請	
至 年 月 日						

記載要領

- 1 本表は、完成した測量の請負代金の額を記載すること。
- 2 「元請」とは、測量業者以外の者から測量業を受注した場合をいい、「下請」とは、他の測量業者から測量業務

(別表第十二(第十四条関係))

用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類 (ハ) (法第55条の3第3号)

貸借対照表

令和 年 月 日現在

(商号又は名称)

資 産 の 部

I 流 動 資 産

千円

現金預金

受取手形

完成測量未収入金

有価証券

未成測量支出金

材料貯蔵品

その他

貸倒引当金

流動資産合計

II 固 定 資 産

建物・構築物

機械・運搬具

工具器具・備品

土 地

建設仮勘定

破産更生債権等

その他

固定資産合計

資産合計

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形

測量未払金

短期借入金

地代家賃	
水道光熱費	
修繕維持費	
保険料	
賃借料	
交際費	
会議費	
寄付金	
会費	
広告宣伝費	
租税公課	
手数料	
減価償却費	
雑費	
営業利益（営業損失）
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	
その他
V 営業外費用		
支払利息	
手形売却損	
その他
事業主利益（事業主損失）

注 工事進行基準による完成測量高

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、測量業以外の事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業をいう。
この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成測量高が「完成測量高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類(ホ) (法第55条の3第4号)

使 用 人 数

区分	技 術 関 係 使 用 人				事 務 関 係	計
	測 量 士	測 量 士 補	そ の 他	計	使 用 人	
役員兼務の 使 用 人						
そ の 他 の 使 用 人						

記載要領

使用人には、雇用期間を限定して雇用された者及び測量業以外の営業又は事業を併せて営む場合における当該測量業以外の事業に従事するものを含まないこと。

営業所ごとの測量士・測量士補の人数

営 業 所 名	測 量 士	測 量 士 補	計
計			

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類 (へ) (法第55条の3第5号)

誓 約 書

- (1) 登録申請者
- (2) 登録申請者の役員
- (3) 登録申請者の法定代理人

が測量法第55条の6第1項第1号から第5号までの各号に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者

殿

記載要領

「(2)登録申請者の役員」及び(3)登録申請者の法定代理人については、不要のものを消すこと。

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者

殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営業所名	測量士の氏名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営業所名	測量業者の氏名(測量業者が法人である場合においては、測量士である役員の氏名及び役名)	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

別表第十三（第十四条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

財務事項一覧表

令和 年 月 日現在

（単位：千円）

貸借対照表	I 資産 合計	
	流動資産 合計	
	固定資産 合計	
	繰延資産 合計	
	II 負債 合計	
	流動負債 合計	
	固定負債 合計	
	III 純資産 合計	
	株主資本 合計	
	資本金	
評価・換算差額等 合計		
新株予約権 合計		
損益計算書	I 売上高 合計	
	完成測量高	
	II 売上原価 合計	
	完成測量原価	
	売上総利益（売上総損失）	
	III 販売費及び一般管理費 合計	
	営業利益（営業損失）	
	IV 営業外収益 合計	
	V 営業外費用 合計	
	経常利益（経常損失）	
	VI 特別利益 合計	
	VII 特別損失 合計	
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
	法人税等 合計	
当期純利益（当期純損失）		
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法		

記載要領

- 財務事項一覧表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産及び損益の状態を判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 持分会社である場合においては、「株主資本 合計」とあるのは「社員資本 合計」として記載すること。
- 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜方式及び税込方式のうち財務事項一覧表の作成に当たって採用したものを記載すること。

(用紙の寸法は、日本産業規格 A 4 とする。)

完成測量原価報告書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名)

I	人件費		千円
	給料手当	×××	
	退職金	×××	
	法定福利費	×××	
	通勤費	×××	
	雑給	×××	
	人件費計		××××
II	外注費		
	測量外注費	×××	
	外注加工費	×××	
	外注費計		××××
III	材料費		××××
IV	経費		
	福利厚生費	×××	
	旅費交通費	×××	
	機械等経費	×××	
	車両費	×××	
	通信運搬費	×××	
	消耗品費	×××	
	備品費	×××	
	図書費	×××	
	地代家賃	×××	
	水道光熱費	×××	
	修繕維持費	×××	
	保険料	×××	
	賃借料	×××	
	交際費	×××	
	会議費	×××	
	租税公課	×××	
	運航関係費	×××	
	補償費	×××	
	減価償却費	×××	
	雑費	×××	
	経費計		××××

完成測量原価

××××

記載要領

- 1 「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
 - 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
-

別表第十四（第十五条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）



〔 〕 都・道・府・県

測 量 業 者 変 更 登 録 申 請 書

×変更登録番号	登録第 号	×変更登録年月日	令和 年 月 日
<p>測量法第55条の7の規定に基づき、下記のとおり、</p> <p>(1) 商号又は名称 (4) 役員の氏名</p> <p>(2) 営業所の名称又は所在地 (5) 個人業者の氏名</p> <p>(3) 資本金又は出資の額 (6) 測定の種類</p> <p>の変更があつたので、変更登録の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
事 項	変 更 後		変 更 前
(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称又は所在地 (3) 資本金又は出資の額 (4) 役員の氏名 (6) 測定の種類			
登録番号	登録第 号	登録年月日	平成 年 月 日 登録

記載要領

- 1 ×印欄は、記載しないこと。
- 2 (1)から(6)までの事項については、不要のものを消すこと。
- 3 (1)及び(4)の事項については、ふりがなを付すこと。

25センチメートル以上	測量業者登録標	
	登録番号	登録第 号
	登録年月日	令和 年 月 日
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	35センチメートル以上	

別表第十五（第十七条関係）

（第一面）

第 号	写	身分証明書 所属局部課名 職名及び氏名 生年月日
	真	
<p>上記の者は、測量法第57条の3第1項の規定による立入検査をする者であることを証する。</p>		
		交付年月日 有効期間 国土交通大臣 地方整備局長 北海道開発局長
		印

別表第十六（第十八条関係）
（用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。）

（第二面）

<p>測量法（昭和24年法律第188号）抜粋</p> <p>第57条の3 国土交通大臣は、測量業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、測量業を営む者について、その業務、財産若しくは測量実施の状況につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>
--